平成24-25年度の 岐阜県後期高齢者医療保険料の保険料率

●保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負 担する「所得割額=被保険者の所得(※)×所得割率」の合計となり、保険料率は、2 年ごとに見直されます。

平成 24年度および平成 25年度の保険料率は、次のとおりとなります。

※所得=総所得金額等-33万円(基礎控除)

区分	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度	増加する額(ポイント)
均等割額	40,670円	39,310円	1,360円
所得割率	7.83%	7.39%	0.44ポイント

1人当たりの保険料(試算)について

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料の軽減措置があります。軽減後の 被保険者の1人当たり保険料を比較すると4%の増加が見込まれます。

区分	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度	増加する額(率)
1人当たり軽減後 保険料額(年額)	5 6, 4 2 3 円	5 4, 2 3 5円	2,188円(4%)

※保険料が増加する主な要因について

ア 1人当たり医療費が伸びています。

医療の高度化等により高齢者の1人当たり医療費は、 年々、増加しており、平成 24・25 年度は、2 年分で約 5% の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する 率は、国の政令により平成 22・23 年度が 10.26% でしたが、 平成 24・25 年度は、10.51%に改定されました。

ウ 平成 22・23 年度の保険料率改定時に、保険料率を据え置 いたことも要因です。



●保険料の賦課限度額を改定します。

保険料の賦課限度額(保険料の上限額)を中低所得者層の負担軽減を図るため、55万円に改定し ます。(改正前50万円)

●平成 24 年度の後期高齢者医療保険料は、7 月中旬に通知します。